

手続案内（文化課）

部局名	所属名
交流文化部	文化課
手続名	
福井県立若狭歴史博物館使用の承認	
根拠法令	
福井県立若狭歴史博物館の設置および管理に関する条例	
条項	
第4条	
手続対象者	
福井県立若狭歴史博物館の施設（特別展示室、講堂、研修室等）を利用しようとする方	
提出先	
福井県立若狭歴史博物館	
提出時期	
福井県立若狭歴史博物館を利用しようとする時	
提出書類	
① 申請書 ②使用の目的や概要が分かる資料等	
手数料	
なし	
審査基準	
若狭歴史博物館の管理運営に関する規則第7条および第8条	
標準処理期間	
5日	
相談窓口	
福井県立若狭歴史博物館	
備考	
福井県立若狭歴史博物館の使用の承認に関しましては、福井県立若狭歴史博物館までお問い合わせください。	